

徳島県ふるさと納税返礼品「共通宿泊補助券」のQ&Aについて

1. 「共通宿泊補助券」は、どのように利用しますか。

(1) 宿泊のご予約

本券を利用できる宿泊施設にご予約される際に、「ふるさと納税の返礼品の共通宿泊補助券」をご利用される旨を事前にお電話等により、お申し出ください。

※各予約サイト等で予約される場合は、申込フォームの備考欄などに記載するか、備考欄がない場合は、お手数ですが、直接、宿泊施設に電話等でお知らせください。
※予約サイトでの事前決済はできません。現地決済のみ対象ですので、ご注意ください。

(2) 本券の提出

ご利用当日のチェックインの際に、フロントへご提出ください。
※寄附者ご本人がご不在の場合は、利用者の氏名と、続柄（3親等以内）にご記入をお願いします。

(3) 宿泊料金のお支払い

精算の際に、本券の割引後の金額をお支払いください。
※お釣りは出ませんので、ご注意ください。

2. 「共通宿泊補助券」は、どの宿泊施設で利用できますか。

「共通宿泊補助券」をご利用いただける宿泊施設は、同封の「宿泊施設一覧」をご参照ください。

また、徳島県内の観光にお役立ちいただける情報を掲載した専用サイト「阿波ナビ」からも、ご確認いただけます。

○県観光情報サイト「阿波ナビ」



<https://www.awanavi.jp/topics/furusato-yado.html>

3. 「共通宿泊補助券」は、誰が利用できますか。

本券を利用できる方は、次の方となります。

(1) 寄附者ご本人及び同行者

(2) 寄附者ご本人がご不在の場合※は、寄附者の三親等以内のご親族及びその同行者
※共通宿泊補助券のおもて面の利用者欄と続柄も記入をお願いします。

4. 「共通宿泊補助券」に有効期限はありますか。

「共通宿泊補助券」の有効期限は、共通宿泊補助券のおもて面に記載の発券日から1年以内となっています。

5. 「共通宿泊補助券」は、宿泊施設内の売店で利用できますか。

利用できません。
本券の利用は、対象施設での宿泊費（宿泊施設でのお食事代を含む）に限ります。

6. 「共通宿泊補助券」の利用枚数や、宿泊日数などに上限はありますか。

ありません。

7. 「共通宿泊補助券」は、QUOカード付き宿泊プランでも利用できますか。

QUOカードなど換金性の高い金券類が宿泊プランの内容に含まれる場合は、宿泊プラン料金から、金券類の券面額を引いた額を対象に、本券を利用することができます。

8. 「共通宿泊補助券」は、他の割引制度と併用できますか。

併用することができます。

9. 本券は、予約した宿泊施設のキャンセル料に利用できますか。

できません。

10. 本券が利用せずに余った場合は、宿泊施設で換金できますか。

できません。

11. 本券を利用する予定がなくなったので、第三者に譲渡又は転売できますか。

できません。
また本券を利用できる方については、No. 3をご参照ください。

12. 本券について、他に確認したいことがある場合は、どこに確認すればいいですか。

徳島県旅館ホテル生活衛生同業組合まで、お問合せをお願いします。
TEL:088-652-7694（14:00から16:00まで）

※ご宿泊のご予約・お申し込みについては、直接、各宿泊施設にお問合せください。